

大川小中学校いじめ防止方針（概要版）

H30.3.31改訂

いじめを未然に防止

- 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進
 - 自尊感情の豊かな感性を育む教育の推進
 - ・いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する。
 - 情報モラル教育の充実
 - ・インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組等を推進し、情報モラル教育の充実を図る。
- 児童生徒一人ひとりが持っている力を引き出す生徒指導の推進
 - 児童生徒の主体的な活動の推進
 - ・児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。
 - ・いじめやインターネット問題の解決に向けた取組による県内各校の児童会・生徒会活動を推進する。
 - ・インターネットの適正利用に関するルールづくりを含む、ネット問題の解決に向けた児童生徒の主体的活動を支援する。
- 教職員の資質能力の向上
 - 校内研修の実施の促進
 - ・すべての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解する研修を行う。
 - ・いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上をはかる校内研修を行うとともに、組織的な対応を図るための、SC・SSWを活用した校内研修を推進する。

防止対策の組織と機能

- いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立するようにする。
- 一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ防止対策委員会で情報を共有し、組織的に対応する。
- 日頃からサポート委員会や職員会で児童生徒の状況について、共有を図っておく。
- いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応のあり方について、全教職員で共通理解を図る。
- いじめ問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制をとる。
- 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士、警察官経験者など外部専門家が参加しながら対応し、より実効的ないじめ問題の解決を図る。
- 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいけるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。
- 組織的に取組を実行できているかについてチェックリストで点検し、結果を共有し、改善を図っていくようにする。

早期発見に向けて

- 子どもの声に耳を傾ける。
(学校生活に関するアンケートやQ-Uアンケートなど定期的な調査、個別面談、生活ノート等)
- 子どもの行動を注視する。
(チェックリスト、日常観察等)
- 保護者と情報を共有する。
(連絡ノート、電話、家庭訪問、PTAの会合等)
- 地域、関係機関と日常的に連携する。
(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)
- インターネットの情報を入手する。
(関係機関との情報共有、情報モラル研修)

早期解決に向けて

- いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- いじめられる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- 必要に応じて、県教委が設置している「緊急学校支援チーム」の活用を図る。

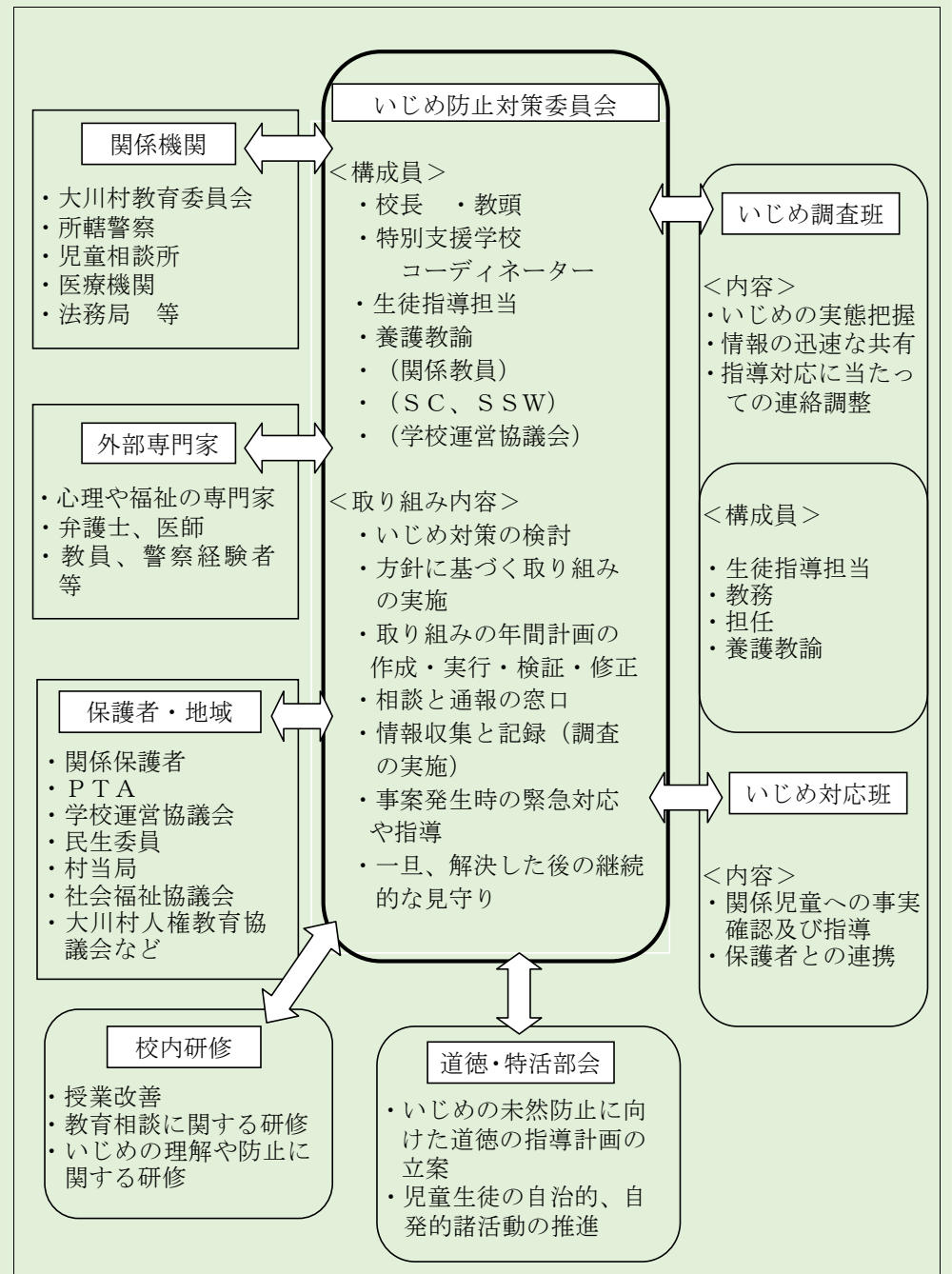
家庭・地域・関係機関との連携・協働

- 本校基本方針等を周知し、地域や保護者の理解を得ながら、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるようにする。
- 家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図るようにする。
- 学校、PTA、地域の団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、開かれた学校づくり委員会、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進するようにする。
- 学校警察連絡協議会での情報交換・共有を通じて、児童生徒の状況と対策について協議を行うようにする。また、児童生徒を対象とした非行防止教室や情報モラル講習会等を実施し、インターネットを利用したいじめの防止を図る。なお、警察OB等の効果的な活用を検討するようにする。
- 必要に応じて、心の教育センター、児童生徒相談所や福祉部局等とサポート会議を開催し、児童生徒の状況や対策等について協議し、連携した支援の充実を図る。また、連携する際の手順等をまとめ、連携の具体化や共有化をスムーズに実現できるようにする。
- いじめに関する相談窓口の周知や、学校運営協議会と連携した啓発活動を行うようにする。

検証

- いじめの防止およびいじめの早期発見に関する取組状況等
- いじめに関しての教職員の協力・指導体制等

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
(法第22条に基づく組織)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

